

明治期求菩提山・英彦山の修験による製薬とその利益

The pharmaceuticals and the profits of Mt. Kubote and Mt. Hiko in the Meiji period

相良悦子*

SAGARA Etsuko

(要旨)

本研究では修験道における明治期の製薬について、求菩提山・英彦山の事例から検討する。求菩提山では現在までに錦袋不老円など、14種類の薬が確認されている。錦袋不老円は江戸期の資料である『山鹿郡宿控帳』（1819年）に記されておりその使用が確認できるが、他の薬は記載されていない。加えて現存する薬袋・版木等の資料のほとんどが明治初期のものである。一方、『売薬並講社日誌簿』から、1889年（明治22）まで製薬・売薬を行っていたことを確認できるものの、その後、製薬・売薬は急速に衰退・消滅する。

明治初期、政府は近代化を目指し各種法令を出す。それは製薬・売薬についても例外ではない。これら法令が薬自体や製法に与えた影響・変化は小さくないと考えられる。製薬・売薬に関わる法令の中で、本稿では特に1877年（明治10）に出された売薬規則に注目する。この法令では、売薬に関わる者を売薬営業者・請売者・売子の3つに分け、製薬については売薬営業者しか行えなくなることが定められた。しかし売子が売薬営業者に宛てて提出した誓約書とみられる「内和条約書」からは売子も製薬の知識を持ち、かつ製薬をしていたことがうかがえる。売子自身が製薬するという事例は、近世の仕方をそのまま踏襲したものだった可能性があるものの、法令に反した製薬が行われていたものと推察される。

このように、法令に反してまで製薬・売薬を行ったメリットはどれほどあったのか。求菩提山にはこれらで得た利益を記した資料がないため、やや時代は下るものの地理的に近く、求菩提山と同じく天台系の修験の山であった英彦山の資料を用いて検討した。英彦山松養坊には彦山疵薬を1912年（明治45）から1926年（大正15）まで製薬していた記録が残っている。さらに同坊所有の『大正三年家計簿』を検討すると、同坊では他にも収入があったことが判明した。それらと比較すると、製薬・売薬で得られる収入は少なく、生業として不十分であったと指摘することができる。

1 はじめに

本稿では北部九州に所在する求菩提山（福岡県豊前市）と英彦山（同県田川郡添田町）において、近世から近代にかけて行われていた修験者たちによる製薬・売薬のうち、特に製薬とそれによる利益について考察する。修

験道とは「山岳信仰を母胎として、アニミズム・神道・道教・陰陽道、天台・真言密教などを習合」した日本特有の宗教であり〔長野1987：1〕、「山岳での修行・苦行を通して得た超自然的・霊的能力をもとに、庶民のあらゆる要求に答えてその解決をはかる宗教」と規定される〔宮本1984：1〕。そうした修験道

* 山口大学大学院東アジア研究科博士課程（The Graduate School of East Asian Studies, Yamaguchi University）

の担い手は「山伏」や「修験者」とよばれる。宮本が指摘している「庶民のあらゆる要求」には健康を保つことも含まれ¹、宮本は修験者の治病には霊的な治癒儀礼に加え、「今日の医療や薬剤師の役割を果たしてきた」と述べている〔同：207〕。

こうした修験者の医療行為のうち、本稿では薬に注目する。近世の回檀に際し、山伏が檀家に薬を配布していたことは、長野覺や福江充が指摘してきた²。五来重は「製薬と売薬は修験道の歴史の重要な課題である」と述べている〔五来1970：176〕。しかし、修験道研究では五来のような認識があるにもかかわらず、これまで薬を対象とした研究は散発的にしか行われていない。例をあげると、『豊叟求菩提山修験文化攷』には、求菩提山に伝わる薬の効能や製法についての記述があるものの〔重松1969：220-227〕、報告のみにとどまっており、詳しい考察はなされていない。また、根井浄は、近世の修験者たちがそれぞれの病気に対する薬の調合書を持っていたとした上で、その調合書の情報元が幕府の出した触であったこと、加えて、修験者自身が医薬知識の習得に意欲的であったことなどを指摘している〔根井1976：896〕。さらに、銭谷武平・銭谷伊直^{えんのぎょうじや}は、役行者ゆかりの薬とされる陀羅尼助に注目し、主原料であるキハダやその主成分であるバルバリンの人体への作用等について明らかにし、あわせて陀羅尼助の具体的な製法をも紹介している〔銭谷・銭谷1986〕。一方、薬から得られる利益に関して、長野は近世英彦山の経済的基盤を回檀による収入、神事神役担当にさいしての勧進、参詣者からの布施という点等から検討し、回檀時の祈祷や施薬などによって得る収入が全収益の過半を占めたと述べる〔長野1987：369-384〕。さらに長野は、守静坊文書をもとに1843年（天保14）に行われた回檀を分析し、

自家製の不老円という薬1330袋に関して、1袋につき代銭30文もしくは相応の米を得たとしている〔同：371-372〕。

以上のように、修験道における薬を扱った先行研究を概観すると、多様な論点から論じられているものの、修験道の薬が誰によって、どのように作られ、そこからいくらの利益を得たのか、といったことを明らかにした研究は非常に少ない。長野の研究は、薬が修験者の自家製であったこと、薬から代金を得たことを示唆している。しかしここでの長野の研究は、主眼が近世後期の英彦山における坊の経営状況に置かれているため、薬に特化して作り手や利益が詳細に検討されているわけではない。そこで本稿では、修験道における製薬の中でも特に薬の作り手と、その薬がもたらす利益について考察する。その際、求菩提山と英彦山の資料を用いる。本来であれば、1つの山の資料をもとに分析を進めるべきであろうが、資料的制約があるため、製薬については求菩提山の事例を、また利益については英彦山のそれを検討する。それにより、どのようにして修験の山で製薬が行われていたのか、それから得られた利益がいかほどであり、その利益は家計にとってどれほど重要であったのか、を明らかにする。

2 北部九州の修験道

本論に移る前に、北部九州における修験道について、簡潔に述べる。求菩提山や英彦山の所在する北部九州には、宝満山や福智山など、いくつもの修験の山が存在する。その中心となったのが英彦山である。英彦山は福岡県と大分県の県境に位置する1199mの山で、旧豊前・豊後・筑後の3国にまたがっている。九州北部を東西に約100kmにわたり連なる求菩提山・英彦山・福智山・古処山・宝満山・

脊振山・雷山などの山岳を総称した筑紫山地の最高峰である〔長野2017：7〕。英彦山が山岳仏教の聖地となったのは平安初期と伝えられるが、その存在感が高まったのは平安後期とされる〔長野2017：8〕。英彦山と連なる山々は、英彦山と同様に平安後期の末法思想による経塚の造営が行われ、中・近世では修験者が実践した峰入の山岳抖擻路で結ばれていた〔長野2017：7〕。特に求菩提山・松尾山・檜原山・蔵持山・福智山・普智山は英彦山六峰と呼ばれ〔鈴木2015：130〕、現在でも松会という祭りが、英彦山・求菩提山・松尾山・普智山・檜原山に残っている。

英彦山の最盛期は室町時代であったが、近世への過渡期、戦国大名たちの争乱や荘園の没収などでその繁栄は終わりを迎える〔長野1978：18-23〕。江戸初期から中期にかけて、朝廷や公家、徳川家と親密な関係を持ち、多くの檀家を得ることで一度は再興するもの〔同：26〕、江戸末期にかけて経済的に疲弊し、衰退をたどる〔同：493-496〕。明治に入り、1868年に神仏判然令、1872年（明治5）の修験宗廃止令が立て続けに出され、修験道は打撃を受ける。英彦山の一山組織も崩壊し、北部九州の修験寺院の大半は神社へと変更された〔長野1978：910-911〕。現在、英彦山において修験は離散し、峰入も断絶している〔鈴木2015：103〕。この状況は、求菩提山をはじめとした北部九州修験の山においても同様である。

3 製薬・売薬に関する法令

求菩提山の麓にある求菩提資料館に残された資料から、現在確認できる薬名は錦袋不老円（以下不老円）³・牛馬不老散・駆虫丸・健胃丸・熊蔓丸・発明丸・窮婦振薬・夢想膏・神秘膏・疵薬・疥癬請合御湯薬・即効散・薬

調湯・神明毒消丸である⁴。これらのうち、不老円は1819年（文政2）の『山鹿郡宿控帳』に記されていることから⁵、近世、回檀に用いられていたことが確認できる。しかし、他の薬は近世の文書資料に記載がみられず、加えて現存する薬袋・版木等の資料を検討すると⁶、ほとんどが明治初期のものであることがわかる。

このころ、すなわち明治初頭、政府は「医療の西欧化を推進」しようと〔新村2018：264〕、ドイツから医療教育を導入したほか〔吉岡1989：344〕、1870年（明治3）の売薬取締規則を始めとして、製薬免許手続（1876年）、売薬規則（1877年）、売薬印紙税規則（1882年）など製薬・売薬に関する法令を次々と出している。それら諸法令のうち、1877年の売薬規則は薬の作り手を限定するという点で、製薬に大きな影響を与えたといえる。この法令により、薬の製造・販売に携わるものは、製薬を主として行う売薬営業者、製薬はしないで販売を主として行う請売者、他府県へ薬を売りあるく行商人（売子）の3つに区分されることになった〔富山県1987：432〕。加えて、第16条で「売薬営業者及ヒ請売者ハ左ノ通税金並鑑札料ヲ上納スヘシ 売薬営業税 薬劑一方ニ付一箇年 金貳円、右鑑札料 薬劑一方ニ付一枚 金貳拾銭」と定められた⁷。なお第16条には但書があり、「売薬請売鑑札料 薬劑ノ方数ニ拘ハラズ一枚 金貳拾銭、売薬行商鑑札料 薬劑ノ方数ニ拘ハラズ一人一枚 金貳拾銭」と記されている。ここから売薬営業者は薬劑1方につき営業税2円と鑑札料20銭、請売者は扱う薬の数に関わらず鑑札1枚につき20銭、行商人は同じく扱う薬の数に関わらず1人1枚の鑑札で20銭を納めることとなり、売薬営業者の納める金額が多くなっていることがわかる。端的にいえば「製薬を行う売薬営業者の税が多くなり、（中略）

請売者は鑑札料さえ出せばよいことになった」のである〔富山県1987：432〕。

4 薬の作り手

4.1 「内和条約書」に見る薬の作り手

売薬規則は1877年（明治10）1月20日付で発令され、3月12日付乙32号でその手続きと書式雛型が提示された。福岡県ではその乙32号の抄録が1877年4月8日付で出されており、それが求菩提資料館に残っている。なお、この抄録には手書きで「四月廿九日着」と記されているため、4月29日に求菩提山に届いたことがうかがえる。この事例から、発令された法令は、2ヶ月弱で求菩提山に到達しており、法令が周知されていたことが推測できる。

上述したように、売薬規則が施行されたことにより、製薬を行うことができるのは売薬営業者のみとなった。しかし、求菩提山の実態はそうでなかったようである。まずは「内和条約書」という文書について検討する。この文書は「明治十二年十月廿日」と日付が記されており、売薬規則発令後、2年半ほどして作成された文書であることがわかる。駆虫丸の売子である大地元祐が⁸、売薬営業者である岩屋守宮に宛てて書いたものである⁹。以下、全文を記す。

内和条約書¹⁰

- 一 駆虫丸薬法方、御伝受被下候上者、他人江ハ申ニ不及、親子兄弟タリ共、他伝仕間敷候事
- 一 右自製薬、売子中間江卸売ニ相渡シ申間敷事
- 一 右製薬判木、悉皆他人者申スニ不及、売子中間タリ共、貸渡申間敷事
- 一 自製薬仕候共、毎年百貼宛、売子目

的トシテ御受可申候事
右之通り、条約仕置候間、御伝受之上者、決シテ粗暴之儀仕間敷候、若違約ニ相成候節ハ、何分之趣意立被成下成候共、一言之儀無御座候、依而条約証書如件

明治十二年十月廿日

大地元祐（印）

製主 岩屋守宮殿

このように、「内和条約書」の第1条では駆虫丸の「薬法方」を他人はもちろん親子兄弟にも伝えてはならないこと、第2条では「自製薬」を売子仲間に卸売しないこと、第3条では製薬の版木を売子仲間にも貸してはならないことなどが述べられる。第4条では「自製薬」したとしても毎年100貼を「売子目的」として受けるよう求められているが、現状ではこの条項が何を意味するのか理解することができない。このような「内和条約書」はもう1点あり、こちらは前半が失われているため「駆虫丸」のものかはわからない。しかし、残存している部分の文句は同じであり、こちらは売子である北條民部からやはり岩屋守宮に宛てて書かれている。以上から、「内和条約書」は売子が売薬営業者に提出した誓約書ではないかと推測される¹¹。しかしこれ以上のことはわからず、なぜこのような文書が作成されたのか、不明である。「内和条約書」はその内容から、駆虫丸の製薬方法は唯一法的に製薬を許されていた売薬営業者のみならず、売子でも知ることができたことを読みとることができる。加えて第3条からすると版木も売子が持っており、さらに第2条・第4条にある「自製薬」の文字から、製薬を禁止されていたはずの売子も製薬を行っていた可能性を指摘できる。

4.2 日記から見る薬の作り手

また、製薬に関して、廣澤求が記した『明

治十五年第一日記覚帳』『明治十六年第一日記覚帳』『明治十七年第一日記覚帳』『明治十八年強勉遊歩諸簿』という4年分の日記にも注目したい。廣澤求は、『第六大区三小区 鳥井畑村内岩嶽山戸籍』(以下『岩嶽山戸籍』)によると1865年(慶應元)に求菩提山成円坊の二男として生まれた。日記には1日のできごとが4年間ほぼ毎日、天気とともに簡単に記されており、そこには薬に関する記述も見られる。表1は、そうした薬に関する記述をまとめたものである。

日記には不老円・キズ薬・即効散の3つの薬名が記載されている。このうち、製薬に関する記述と考えられるものに、1883年10月27日の「不老円ツクル」、1883年11月4日「キズ薬マセ」、1884年11月2日および3日「キズクスリコサエ(キズ薬コサエ)」、1885年8月28日および9月12日「薬コサエヲシ」がある。「不老円ツクル」は、薬剤本体を作ったのではないかと考えられるが、薬袋の製作を「ツクル」と称した可能性も否定できない。一方、「キズ薬マセ」は「混ぜ」であると推測され、また「キズクスリコサエ(キズ薬コサエ)」という表記もみられることから、実際にキズ薬を作ったのではないかと思われる。こうした不老円・キズ薬に関する作業は、回檀出発前に求菩提山で行われていた。それに対して、「薬コサエヲシ」という記述のみられた1885年8月28日および9月12日は、同年7月24日から9月27日までの日程で行われていた肥後国での回檀中であった。なお、この時

に作った薬はいかなる薬であったのか、不明である。

このように、廣澤求が回檀出発前だけでなく回檀中にも製薬を行っていたことが、彼の日記から見て取ることができる。だが、きわめて興味深いことに、実のところ彼は売薬営業業者でもなければ、売子ですらなかったようである。廣澤求の父である廣澤安宅は不老円や駆虫丸の売子となっていたが¹²、求の名は「売薬行商鑑札願」に記されていない。つまり、廣澤求は、どうやら無資格であったのである。

繰り返しになるが、1877年に売薬規則が制定されたことにより、製薬は売薬営業業者しかできないことになっていたはずであった。求菩提山でも、売薬営業業者や売子という法令に沿った用語が記載されていることなどから、修験の家の住人たちが法令に則って製薬を行っていたようにみえる。しかし「内和条約書」や廣澤求の日記の記述からすると、そうではなく、実際には売子のみならず、売子ですらないものまでが、法令に反して製薬をおこなっていたことがうかがえる。

5 薬の利益

以上のようにして作られた薬は、坊にどれくらいの利益をもたらしたのか。残念ながら求菩提山には薬の代金、原料代、製造個数といった売り上げに関する資料は残っていない。しかし地理的にも近く、求菩提山と同じ

表1 製薬に関する記述

年	月日	場所	行動
1883年	10月27日	求菩提山	不老円ツクル
〃	11月4日	〃	キズ薬マセ
1884年	11月2日	〃	キズクスリコサエ
〃	11月3日	〃	キズ薬コサエ
1885年	8月28日	肥後国	薬コサエヲシ
〃	9月12日	〃	薬コサエヲシ

く天台系の修験の山であった英彦山には¹³、こうしたことが記録された資料が現存する。やや時代の下がるものではあるが、求菩提山の資料からは得られない情報が記載されている。英彦山では現在までに錦袋不老円や神仙金龍丸など、20種類近い薬を扱っていたことが確認されている。売薬が行われていた時期も求菩提山より長く、後述する英彦山松養坊の記録から1926年（大正15）においても製薬・売薬がなされていたことが理解できる¹⁴。文書の記録も求菩提山と比較するとしっかりとなされており¹⁵、特に松養坊の所持する1917年（大正6）の『売薬製造帳』には1917～1919年・1922年・1925年における年間の薬の原料の購入量、購入代金、製造個数、売子に渡した個数等が記録されている。そうした記録をもとに、薬の原価と薬によって得られた利益について考察する。

5.1 松養坊とその資料について

松養坊は「中世末の祭祀記録に名前が確認できる坊の一つ」であり〔添田町教育委員会2016：171〕、明治維新以前には「宣度祭主大先達」の職についていた¹⁶〔同：53〕。同坊の売薬について知ることのできる文書類は、1912年（明治45）から1926年（大正15）までに記録された8点である¹⁷（表2）。

文書全体を通してわかったことであるが、松養坊が製薬していたことを確認できるのは彦山疵薬だけである。「売薬営業免許之証」

からは1912年、松養榮尊に彦山疵薬の売薬営業免許証が出されたことがわかり、加えてすべての文書に松養榮尊の名が記されている。薬の製造に関する冊子は、1912年から1916年までを記録した『売薬製造販売帳』と1917年から1926年までの『売薬製造帳』とがある。『売薬製造販売帳』は「売薬製造ノ部」・「売薬販売ノ部」の2部に分けられ、製造した薬の個数、売子に渡した薬の個数とその金額が記載されている。そこから疵薬1貼が1銭であること、ならびに売子には定価の60%で薬を渡していたことがわかる。しかし、薬の原価については明記されていない。対して『売薬製造帳』は「原料薬品買入ノ部」・「原料薬品払出ノ部」・「売薬製造ノ部」・「売薬行商（売子渡）ノ部」・「売薬戻入ノ部」・「売薬売捌ノ部」の6部に分けて記されており、薬の製造個数に加え、原価が記されている。よってそこから売薬でどのくらいの収入を得ていたのかを計算することができる。

5.2 薬の原価

『売薬製造帳』は1917年から1926年までの記録であるが、1920年から1921年、1923年から1924年については記されていない。ちなみに『売薬製造販売帳』の最後には別の記録が2枚、挟まれていた。1枚は彦山疵薬の原料となる硼酸・黄柏・牡蠣を買い入れた記録であり¹⁸、「十一年分」と記録されていることから1922年（大正11）のものであると思われる。

表2 松養坊における薬関係文書資料

No.	資料名	年代
1	「調剤方法」(2点)	
2	「売薬営業免許之証」	1912年（明治45）
3	『印紙受払簿』	1912年～1916年
4	『売薬製造販売帳』	1912年～1916年
5	『売薬行商鑑札御下附願写』	1917年（大正6）
6	『印紙受払帳』	1917年～1925年
7	『売薬製造帳』	1917年～1926年

表3 薬原料の買入量と価格ならびに使用量と薬の製造数

年	「原料薬品買入ノ部」			「原料薬品払出ノ部」	
	種類	買入量 (匁) ²¹	原料価格 (円) ²²	払出量 (匁)	製造数 (貼)
1917	硼酸	345	2.020	345	11500
	黄柏	575	1.080	575	
	牡蠣	1150	0.858	1150	
1918	硼酸	600	4.000	600	20000
	黄柏	1000	1.800	1000	
	牡蠣	2000	1.260	(無記入)	
1919	硼酸	525	5.200	525	17500
	黄柏	875	3.360	875	
	牡蠣	1750	1.925	1750	
1922	硼酸	50	2.600	50	1500 ²³
	黄柏	(計算不可) ²⁴	2.750	900	
	牡蠣	1760	2.200	(判読不能)	
1925①	硼酸	120	0.480	120	600
	黄柏	60	0.240	60	
	黄柏	60	0.080	60	
1925②	硼酸	1000	4.000	40	200
	黄柏	500	0.600	20	
	牡蠣	500	2.200	20	
1925③	硼酸			740	3700
	黄柏			370	
	牡蠣			370	

もう1枚は1922年に彦山村役場から出された文書であり、税務署から送付された別紙申告書を1月5日まで税務署へ到着するように申告することが指示されている¹⁹。この文書には別の時期に書かれたとみられる「大正十一年十二月三十日中止届ス」「大正十四年三月五日売薬再開届出」の2文があり²⁰、1922年（ほぼ1923年）に売薬を中止したものの、1925年に再開したことがうかがえる。つまり『売薬製造帳』に1923年から1924年までの記録がないのは、疵薬の売薬が中止されていたからであると推測される。他方、1920年から1921年の記録がない理由は不明である。

『売薬製造帳』の「原料薬品買入ノ部」には硼酸・黄柏・牡蠣を購入した数量、価格、買入先が記されている。原料の買入先は薬店であるが、毎年違った店から購入している。ほとんどは英彦山近郊の町村にある薬店であるが、1918年は下関から購入している。「原

料薬品払出ノ部」には硼酸・黄柏・牡蠣をどのくらい使い、いくつ薬を製造したのかが記されている。まずこの2つの項目から、それぞれの年にどれくらいの原料がいくらで購入され、どのくらい使用されたのかについて表3にまとめる。

ほぼ1年に1度、原料の買入れと払い出しが行われており、その数値も一致している。しかし1925年については、薬品の買入れは2度、払い出しは3度行われており、しかも数値の合計が一致しない。彦山疵薬は「調剤方法」によると硼酸・黄柏・牡蠣を2：1：1で混ぜて作るとされているが、1917年から1919年までは硼酸・黄柏・牡蠣＝3：5：10、1925年は硼酸・黄柏・牡蠣＝2：1：1となっている²⁵。記録の上では、購入した原料を1925年以外は使い切っていることになっている。よってここから年ごとに薬の原料1匁あたりの価格を計算すると、表4のようになる。

表4からすると、1922年に硼酸の価格が高騰しているが、その他の原料は少しずつ値上がりする傾向にあったといえる。全般的にみると、硼酸・黄柏の原料価格は牡蠣に比べると高い。次に原料の価格とできた個数、及び原料の重量とできた個数から、薬1貼当たりの原価・内容を計算すると表5および図1のようになる。

売薬を行っていなかったであろう1923年か

ら1924年の間の薬1貼あたりの原価の上昇が著しい。しかし、薬1貼当たりの内容を調べると、0.18匁から0.4匁と2.2倍以上に増量されている。彦山疵薬の製造が再開された1925年に彦山疵薬の原価は高くなっている。しかしこれは、内容量の増加が主な要因だと考えられる。次節ではこの薬の原価をもとに、彦山疵薬による収入を検討する。

表4 薬原料の単価

	硼酸 (円/匁)	黄柏 (円/匁)	牡蠣 (円/匁)
1917	0.005855	0.001878	0.000746
1918	0.006667	0.0018	0.00063
1919	0.009905	0.00384	0.0011
1922	0.052	(判読不能)	0.00125
1925①	0.004	0.004	0.001333
1925②	0.004	0.0044	0.0012

表5 薬の原料価格と製造数、1貼当たりの原価

	原料価格 (円) (A)	製造数 (貼) (B)	原料重量 (匁) (C)	薬1貼当たりの原価 (円) (A ÷ B)	薬1貼当たりの内容量 (匁) (C ÷ B)
1917	3.958	11500	2070	0.000344	0.18
1918	7.060	20000	3600	0.000353	0.18
1919	10.485	17500	3150	0.000599	0.18
1922	7.550	15000	2710	0.000503	0.1807 ²⁶⁾
1925①	0.800	600	80	0.001333	0.4
1925②	5.384 ²⁷⁾	3900	1480	0.001381	0.4

図1 薬1貼当たりの原価の変化

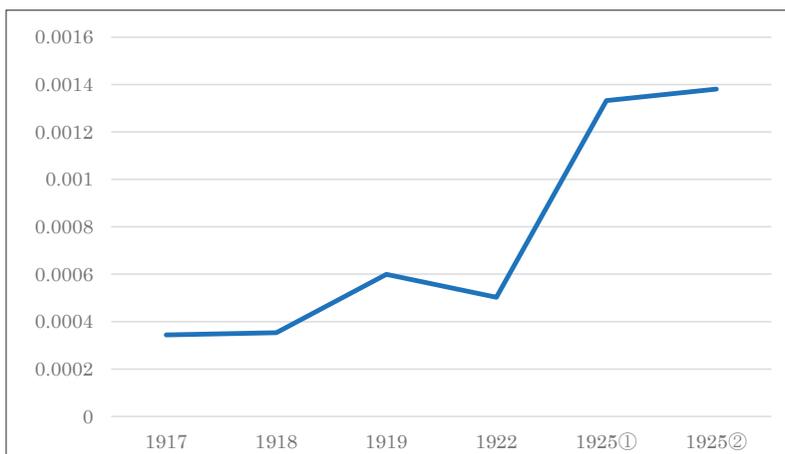


表6 売薬による収入・支出・利益

	収入	支出				利益 (円)
	売子渡 (円)	原料代 (円)	印紙代 (円)	売薬営業税 (円)	小計 (円)	
1917	52.500	3.958	11.500	3	18.458	34.042
1918	90.000	7.060	20.000	3	30.060	59.940
1919	86.500	10.485	17.500	3	30.985	55.515
1922	75.000	7.550	15.000	0	22.550	52.450
1925	不明	7.600	5.800	0	13.400	計算不可

5.3 売薬による収入

『売薬製造帳』の「売薬行商 (売子渡) ノ部」と「売薬売捌ノ部」には、売子それぞれに薬をどのくらい売ったのかが記されている。売子は少ない人で年間1000貼、多い人で3500貼、買い入れていたようである。『売薬製造販賣帳』によると、1916年 (大正5) まで彦山疵薬は売薬営業者から売子に定価の60%で渡されていたが、1917年からは定価の50%で渡されるようになる。なお、彦山疵薬の定価は『売薬製造販賣帳』や『売薬製造帳』の「売薬製造ノ部」に記されており、それらによると1貼1銭、表5の1925年②から、1貼2銭となる。売薬営業者である松養榮尊の売薬収入は売子に薬を売った分が大半を占めるとみられるが、売薬営業者は薬の原料代の外、印紙代や売薬営業税等を支払う必要がある²⁸。そこから売薬営業者が売薬によりどのくらいの利益をあげていたか、表6に示す。

松養榮尊は売子に売る以外、自らも彦山疵薬の売薬を行っている。薬が売ればそれによる収入もあったとみられるが、それについては記録がないため、今回は除外している。売薬には「薬九層倍^{くすりくそうばい}」という言葉があり、一般的に利益率が高いとされている [玉川2005: 99-100]。収入と薬の原料代とを比較すると、前者は後者の約8倍から13倍となっており、利益率は高いといえる。しかし印紙代や売薬営業税が原料代以上にかかっていることを看過するわけにはいかない。収入から

それらを差し引くと、収入は支出の約3倍前後となり、利益率が大きく下ることがわかる。

他方、売薬営業者の利益は売子のそれと比べ、どの程度のものであったのか、『売薬製造帳』に記された中で、最も薬の製造数が多かった1918年を例に検討する。この年は9人の売子が彦山疵薬を松養榮尊より買い入れている。ただし9人のうち1人は松養榮尊本人であるため、実質8人である。その8人の買入数と買入金額は表7の通りである。

表7 売子の買入数と買入金額

売子氏名	買入数 (貼)	買入金額 (円)
佐藤登	3500	17.5
神代松太郎	2000	10.0
吉村キツ	2000	10.0
八幡保	2000	10.0
片桐惣市	2000	10.0
滝口永康	2000	10.0
正木栄明	2000	10.0
善行藤吉	2500	12.5

1918年における彦山疵薬の定価は1貼1銭であり、売子には定価の50%で渡されている。よって表7の佐藤登を例に考えると、17.5円で買い入れた薬をすべて売り切れれば17.5円の利益を得ることができる。同じ年に59.94円の利益を上げたとみられる松養榮尊と比較すると、売薬営業者は税金などの出費は大きかったものの、利益も売子よりはるかに多かったことがわかる。

5.4 家計に対する収入の割合

こうして売薬で得た利益は、家計全体の収入に対し、どのくらいの割合であったのか。松養坊には『大正三年 家計簿』（以下『家計簿』）という資料が残されており、そこには1914年の1月から12月までの収支が記録されている。『家計簿』がつけられた時期は、1912年から1916年までの薬による収入を知ることができる『売薬販売製造帳』が作成された時期と重なっており、当時の家計に占める薬による収入の割合を把握することができる。『家計簿』には1年を通して賄費・被服費・住居費・調度費・衛生費・交際費・租税金・雇人費・頼母子費・薪油木炭費・雑費・消耗品費等の項目で、支出のあった日付・品名・金額が記録されている。その月の終わりには支出の合計金額が記されており、1年の終わりに年間の項目別、月別の支出金額がまとめられている。一方、収入については1年の終わりにその年の収入が項目別に記されているだけであり、月ごとにどのくらいの収入があったか、詳細は不明である。表8と表9は1914年の松養坊における収入と支出である。

表8 1914年松養坊の収入

項目	金額 (円)
俸給	120.000
元金	89.000
利子	149.600
客入	77.840
雑収	8.860
前年□金	5.155
具榮利子のし	61.430
合計	511.885

表9 1914年松養坊の支出

項目	金額 (円)
租税	48.790
衛生費	6.658
被服	22.895
交際	26.344
賄	137.400

薪木炭石油	28.865
雑費	9.515
頼母子	67.610
雇人	32.580
消耗	18.200
調度品	11.850
榮系 ²⁹	15.885
臨時	1.100
通信	0.400
営繕	5.400
合計	434.492

まずは収入からみていく。「俸給」とあるが、これはこの当時の当主であった松養榮尊が彦山村の村会議員をしていたため³⁰、その給料であると考えられる。「元金」・「利子」について、松養坊に残る『大正四年度日記覚帳』や『大正五年日記大宝恵帳』といった文書資料から、どうやら金融的なことを行っていたことがうかがえ、その収入ではないかと推測される。「客入」について、少し時代が下るが、同じく松養坊の『昭和十六年大福帳』に英彦山に参詣に来た「春客」を佐賀から迎え、初穂料や御守代の収入を得たことが記されている³¹。よって、「客入」とはこうした参詣客からの収入であるとみられる。「具榮利子のし」に関して、具榮は松養榮尊の二男であるが、この項目について詳細は不明である。一方、『家計簿』の支出項目を詳細にみていくと、売薬に必要な印紙や材料の購入費がまったく記入されていない。さらに『売薬販売製造帳』と『印紙受払簿』から計算すると、1914年の薬による収入は、全部の薬を売子に渡したとすると約26円になるため³²、表8にあげた収入に関する項目・金額に該当するものがない。薬関係の収入・支出については家計簿へ記載せず、別会計だった可能性を指摘できる。

1914年の松養坊の家計は黒字となっている。そのために、薬の売り上げをあてにせずとも、生活することができたといえる。加え

て、薬による収入より、俸給や金融業的収入、客入からの収入の方が高い。しかし、これは松養坊に限ってのことであり、他の坊の状況は定かではない³³。但し、松養坊の年間支出430円強に対し、薬による1年間の利益が約26円である状況から考慮すると、薬1種類の収入のみでは生活できないこともまた事実である。さらに松養坊にとって薬の収入は、売子へ渡すものから得る収入が大半を占めている。複数の売子が一定数を購入するからこそ得られるのであり、売子が買い入れをしなかったり、廃棄したりすると収入を得ることができなくなる。『売薬製造帳』によると1918年・1919年にはそれぞれ8人の売子に薬を渡していたが、1925年には2人、1926年には1人の売子にしか渡していない。ここで、薬による収入が大きく減少したことが考えられる。このように手間をかけ製薬・売薬を行っても、その収入だけで家計を賄うことがとうていできず、加えて他に安定した収入があるのであれば、こういった「事業」をやめようと考えたとしても何ら不思議ではない。彦山疵薬の製造は松養榮尊が死去した後もやめることなく³⁴、次男の具榮によって続けられた³⁵。しかし、具榮が彦山疵薬を製造していたことを示す資料は「豊前國英彦山松養具榮謹製」と記された薬袋しか残っていないため、販売個数やいつまで製造したのかは不明である。

売薬営業者は製薬・売薬により、売子よりも多くの利益を得ることができた。しかし、それでも薬1種類の収入では生業として不十分である。さらに、売子からの購入がないと成り立たない、他の安定した職業を持っている、職業以外にも複数の収入があり、それらの収入が製薬・売薬の収入を上回っている、といった理由から、松養坊では製薬・売薬を行わなくなったと考えられる。

6 おわりに

以上、明治期の修験者たちによる製薬と、薬がもたらした利益について考察した。明治期の相次いで出された法令に、修験者たちは対応しながら製薬を行ったようであるが、求菩提山に残された資料からすると、彼らはときに法に反した行動をとっていたことが明らかとなった。また、英彦山の松養坊の資料から、薬の原価、売薬営業者の利益を知ることができた。彦山疵薬は薬の原価に対する利益率が大きかったものの税金が多くかかっていたこと、それを差し引いても売薬営業者の利益は売子よりも大きかったことが判明した。しかし彦山疵薬の利益のみでは、家計を支えきれないこともうかがえた。

求菩提山の薬は、明治半ばより急速に衰退・消滅してしまう。英彦山の薬も求菩提山より長く続いたものの、結局は消滅した。資料の限界もありその理由や過程について、現在のところ明らかにすることはできない。しかし、求菩提山や英彦山の製薬・売薬が消滅した理由の1つとして、薬による収入だけで生活を賄うことが不可能であったことを指摘できるのではないかと、考えている。今回調査を実施した松養坊では、製薬・売薬で生計を立てていたわけではなかった。製薬・売薬を行いつつ、他の職業を持ち、かつ金融業をしたり、参詣客を迎えたりしながら収入を得ていたのである。こうした多角的な収入が求菩提山や英彦山の他の坊でもみられたのか、さらには、このような状況が求菩提山や英彦山における製薬・売薬の衰退・消滅を引き起こしたのかについては、今後の課題である。

《参考文献》

- 五来重 1970 『山の宗教＝修験道』 淡交社
重松敏美 1969 『豊前求菩提山修験文化攷』

新村拓 2018 『売薬と受診の社会史 健康の自己管理社会を生きる』 法政大学出版局

鈴木正崇 2015 『山岳信仰』 中央公論新社

銭谷武平・銭谷伊直 1986 『陀羅尼助』 葉日新聞社

添田町教育委員会 2016 『英彦山総合報告書（本文編）』

戸川安章 2005 『修験道と民俗宗教』 岩田書院

玉川信明 2005 『反魂丹の文化史－越中富山の薬売り』 社会評論社

富山県 1987 『富山県薬業史通史』

長野覚 1978 「明治維新と英彦山山伏」 田川郷土研究会編『増補 英彦山』 pp.889-922 葦書房

長野覚 1987 『英彦山修験道の歴史地理学的研究』 名著出版

長野覚 2013 「求菩提山と英彦山修験道の接点」〔Ⅱ〕『求菩提資料館ジャーナル』 26号pp.1-9

長野覚 2017 「霊峰英彦山－神・仏・修験で繁栄した聖山－」九州歴史資料館編『霊峰英彦山－神仏と人と自然と－』（九州歴史資料館特別展図録） pp.6-13

奈良県薬業史編さん審議会 1991 『奈良県薬業史』

根井浄 1976 「修験者の医療について」『印度學佛教學研究』 24(2) pp.893-896

宮本袈裟雄 1984 『里修験の研究』 吉川弘文館

福江充 2017 『立山信仰と三禪定』 岩田書院

吉岡信 1989 『近世日本薬業史研究』 薬事日報社

〔注〕

¹ 戸川安章は、修験道に対する「衆庶の求め」に「除災・招福・治病・延寿」があるとしている〔戸川2005：37〕。

² 長野は『英彦山の歴史地理学的研究』において、神仏分離以前の英彦山でも自家製の不老円や木香丸といった薬を回檀の際に所持していたという〔長野1987：371-372〕。福江は『立山信仰と三禪定』において、立山芦峠寺宝泉坊の回檀で立山反魂丹や立山御夢想丸などの飲み薬、疵薬を頒布していたと述べている〔福江2017:38〕。ちなみに坊とは、山伏本人と山伏の家のことを称したものである〔長野1987：431〕。

³ 1819年（文政2）の『山鹿郡宿控帳』には単に不老円とのみ記されている。求菩提山に残る薬袋・版本はすべて錦袋不老円であるため、これを略して不老円と記したものと考えられる。よって本稿では不老円は錦袋不老円と同一の薬であると判断される。なお、『山鹿郡宿控帳』は求菩提山内にあった成円坊がかつて所有したものである。ちなみに成円坊は明治以降、姓を廣澤とし、廣澤家は2022年（令和4）まで求菩提山国玉神社の宮司を務めていた。

⁴ この他に、『豊叢求菩提山修験文化攷』には神仏

奇応丸の「売薬検査御願」が掲載されている〔重松1969：347〕。しかし薬袋等の原資料が残っていないため、本文中では取り上げていない。ちなみに、「売薬検査御願」とは売薬営業鑑札を得るため、薬の成分などを明記して、大学東校（のちに文部省、さらにそののち内務省に変更される）に提出した文書のことである。

⁵ 以下、本稿で使用した求菩提資料館所蔵分資料の資料番号は、以下の通りである。

表10 求菩提資料館所蔵分資料番号一覧

No.	資料名	求菩提資料館資料番号
1	『山鹿郡宿控帳』	文書-198
2	「内和条約書」	文書-1396
3	「売薬規則の抄録」	文書-1396
4	『姓名改帳』	文書-820
5	『第六大区三小区 鳥井畑村内岩嶽山戸籍』	文書-827
6	『明治十五年第一日記覚帳』	文書-1362
7	『明治十六年第一日記覚帳』	文書-1363
8	『明治十七年第一日記覚帳』	文書-1364
9	『明治十八年強勉遊歩諸簿』	文書-1365
10	「錦袋不老円発売許可写」	文書-1231

11	「売薬行商鑑札願」	文書-1391、 文書-1396
12	『売薬並講社日誌簿』	文書-1256

⁶ 版木・薬袋等資料の年代について、墨書等で年代が記されていないものは、以下の4項目にもとづいて、年代を特定した。4項目とは、①「岩嶽山」の文字が見えるものは1869年（明治2）頃～1882年（明治15）頃に作られたものと考えられる。（この時期、求菩提山は「岩嶽山」と改称していた）、②「勅許」・「御免」・「神仏」・「夢想」・「家伝」・「秘方」の文字が見られるものは1870年以前に作られたものと考えられる（これらの文字の使用は同年に制定された売薬取締規則により禁止された）、③「官許」の文字の入ったものは1876年以降に作られたものと考えられる（同年に施行された製薬免許手続により、製薬許可を得たものは薬の容器等に「官許」の文字を入れることになった）、④印紙が貼られているものは1883年以降に作られたものと考えられる（同年に施行された売薬印紙税規則により印紙の貼付が義務付けられた）、である。なお、管見の限り、求菩提山で売薬が行われていたことを示す最後の資料は『売薬並講社日誌簿』であり、それによると1889年（明治22）まで売薬を行っていたことが確認できる。

⁷ 法令の原文は国立国会図書館デジタルコレクション『法令全書』「売薬規則」による。https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/787957/42（最終閲覧日2023.10.8）

⁸ 求菩提山に残る文書には行商へ出る者について、「行商人」あるいは「売子」と文書ごとに異なる表記がなされている。本稿では文書を引用する際には当該文書中で用いられている表記を使用し、本文に関しては「売子」と表記する。なお、これは後述する松養坊資料でも同様とする。ところで、大地元祐は1873年（明治6）頃に作成されたとみられる『岩嶽山戸籍』によると、1851年（嘉永4）の生まれで大地茂人の息子あることがわかる。大地茂人は求菩提山門之坊の住人であった〔重松1969：597〕。

⁹ 岩屋守宮は『姓名改帳』によると求菩提山岩屋坊の住人であり、『岩嶽山戸籍』から1849年（嘉永2）の生まれであることがわかる。岩屋坊は1868年（慶応4）の『姓名改帳』によると、特に地位が高かったわけではなく、岩屋守宮が売薬営業人になった経緯は不明である。

¹⁰ 文書資料の翻刻にあたっては、原則として常用漢字を使用した。

¹¹ 求菩提山には「請売鑑札」等の資料は存在せず、確認されているのは売薬営業者と売子のみであり、

請売者の存在は確認されていない。

¹² 廣澤安宅が不老丸の売子であったことは「錦袋不老丸発売許可写」から、駆虫丸の売子であったことは「売薬行商鑑札願」から確認できる。ちなみに「売薬行商鑑札願」とは、売薬のために必要な鑑札を発行するよう求めた書類である。

¹³ 長野によると、平安時代から南北朝時代まで、求菩提山と英彦山は信仰の交流があった。英彦山は求菩提山を英彦山六峰の1つと位置付け、求菩提山の千日行の行者は英彦山を、英彦山の大廻行者は求菩提山を山中から供華し、互いに遥拝するなどしていた〔長野2013：1〕。なお、「ひこさん」の表記について、正確にいうと、現在は「英彦山」と表記するが、1729年（享保14）、靈元法王より「英彦山」の称号を授けられる以前は「彦山」と表記した〔添田町教育委員会2016：24〕。しかし、本稿では、読みやすさを考慮し、文書や文献を直接引用する場合や固有名詞（後述するような薬の名称など）を除き、「英彦山」と表記することにする。

¹⁴ 以下、本稿で使用した松養坊所蔵分資料の資料番号は、以下の通りである。

表11 松養坊所蔵分資料番号一覧

No.	資料名	松養坊資料番号
1	「調剤方法」（2点）	G1.3
2	「売薬営業免許之証」	G1.1
3	『印紙受払簿』	G6.5
4	『売薬製造販売帳』	G6.3
5	『売薬行商鑑札御下附願写』	G1.2
6	『印紙受払帳』	G6.6
7	『売薬製造帳』	G6.4
8	『大正四年度日記覚帳』	E3.3
9	『大正五年日記大宝恵帳』	E3.2
10	『大正三年 家計簿』	G6.7
11	『昭和十六年大福帳』	D2.3

¹⁵ 松養坊の『印紙受払簿』・『印紙受払帳』・『売薬製造販売帳』・『売薬製造帳』には印紙の使用状況等の検査が1年に1～2度、行われていたことが記されている。英彦山の製薬・売薬の状況は、求菩提山と異なり、記録が確実になされている。この違いはどこからくるのか。その理由の1つとして、1905年（明治38）に売薬税法と同時に出された売薬税法施行規則の第2条による影響をあげることができる。以下、法令の原文を記す。

第二条 売薬営業者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一 製造又ハ輸入シタル売薬ノ品名、数量、定価及其ノ製造又ハ輸入ノ日

- 二 他ニ引渡シタル売薬ノ品名、数量、価額、引渡ノ日及其ノ引渡先
- 三 買入シタル印紙ノ数量、金額及其ノ買入先
- 四 貼用シタル印紙ノ数量、金額

松養坊の文書に記載された内容からして、同坊はこの法令に沿って記録を作成したものと推測される。それに対して、求菩提山の記録が不確実であること理由は、前述の通り求菩提山の売薬関係の最後の資料が1889年（明治22）であることと、関係しているものと思われる。つまり、売薬税法ならびに売薬税法施行規則が發布された時点で、すでに求菩提山では売薬が行われていなかったのである。法令の原文は国立国会図書館デジタルコレクション『法令全書』「売薬税法施行規則」による。<https://dl.ndl.go.jp/pid/788040/1/304>（最終閲覧日2023.10.8）。

¹⁶ 長野によると、英彦山の宗教組織は行者方、衆徒方、惣方の3つで構成され、宣度は行者方に含まれる。行者方は檀那所持数が平均値以上で政治上の地位も高い。衆徒方は檀那所持数が概ね平均値で、政治上の地位は行者方に次ぐ。惣方は檀那所持数が平均値以下で政治上の地位は最も低い〔長野1987：417〕。さらに1894年（明治27）における松養坊の旧檀家数は、英彦山の坊203軒中26番目の多さである〔同：311-318〕。よって松養坊は政治的地位も高く、経済的にも恵まれていたと推測される。松養坊の現在の姓は松（まつ）養（がい）である。松養坊には現在、山伏の末裔が居住しており、当主の松養榮貞氏は1943年（昭和18）の生まれである。

¹⁷ 「調剤方法」は2点あるが、その内容（彦山疵薬の調剤方法、効能）は同じである。しかし、一方にはこの資料が書かれた場所と日付、松養榮尊の名前と住所が記されているため、2点とみなしている。

¹⁸ 「調剤方法」に記載される彦山疵薬の原料名は、2点とも「礬酸末」「黄柏末」「吉益牡蠣」となっている。この中で、「吉益牡蠣」の詳細は不明であるが、松養坊所有の他の資料では単に「ボレイ末」「牡蠣」となっているため、これらは同一のものであるとみなす。なお、「礬酸末」「黄柏末」についても「ホヲサン末」「オウバク末」と表記がまちまちであるため、以後の表記は礬酸・黄柏・牡蠣に統一する。

¹⁹ この別紙申告書が何を申告するためのものなのか、記載されておらず、別紙申告書もないため、不明である。

²⁰ この文書には「大正十一年十二月廿九日 彦山村役場」と記載されており、この日付で彦山村役

場から出されたとみられる。そのため、これら2文はその後に書き加えられたものと考えられる。

²¹ 購入量の単位について、大半は匁で記されているが、斤で記されている箇所もある。比較を容易にするために匁で統一した。

²² 価格の単位について、厘で記されている箇所が多いが、銭や円も混じっている。比較を容易にするために円で統一した。

²³ 『売薬製造帳』ではこの箇所は「1500」と記録されている。しかし『印紙受払帳』では1922年に印紙を15000枚買入れかつ払い出している。加えて『売薬製造帳』の「売薬売捌ノ部」で合計16000貼を売り捌いている。1922年の記録は判読不能の部分もあり、正しく記録されていない可能性がある。

²⁴ ここは原資料では「五升」と記されている。匁や斤で表記されている他の箇所と違い、体積で記録されているため、重量を計算することができない。

²⁵ 「調剤方法」は2点とも作成された年代が特定できない。そのため「調剤方法」は1920年以降に作成された可能性も指摘できる。そう考えると、1917年から1919年までの原料配合比が、「調剤方法」に記されたそれと異なっていたことの説明がつく。なお、1922年は黄柏の買入量が計算不可、牡蠣の払出量が判読不能であるため、配合割合を明記することができない。

²⁶ 1922年の記録は、表3に示したように計算不可や判読不能の部分があること、注23で記したように数値が正しく記録されていない可能性があること、表4で示したように礬酸の価格が異常に高いといったところから、記録が不正確ではないかと考えられる点がある。よって1922年については参考数値として表にあげている。

²⁷ 1925年②は購入した薬の原料を使い切っておらず、表3中の1925年③の使用量を考慮しても礬酸・黄柏・牡蠣がそれぞれ220匁・110匁・110匁ほど使用されていない。使用した原料分のみで価格（原料価格）を計算すると礬酸・黄柏・牡蠣がそれぞれ3.2円・1.716円・0.468円となり、合計が5.384円となる。

²⁸ 売薬営業税は1905年（明治38）に出された売薬税法において「第一条 売薬ニハ定価一割ノ売薬税ヲ課ス」と定められている。そのうち1910年に「売薬営業者ニハ薬剤一方毎ニ一年間製造高ノ定価総額ニ応シ毎年左ノ売薬営業税ヲ課ス 定価総額三百円未満ノモノ金三円 定価総額五百円未満ノモノ金五円 定価総額千円未満ノモノ金七円（以下略）」と改正される。松養坊の売薬は表3に示したように、1918年の製造数20000貼が最も多い。この時期の彦山疵薬の定価は1貼1銭であるため、定

価総額は200円となる。よって、定価総額が300円未満であったことから、同坊の所有文書に記録されていないものの1年間につき3円を支払ったと考えられる。なお売薬営業税は1922年（大正11）に廃止された〔奈良県薬業史編さん審議会1991：108〕。法令は国立国会図書館デジタルコレクション『法令全書』「売薬税法」<https://dl.ndl.go.jp/pid/788040/1/114>（最終閲覧日2023.10.8）、および「売薬税法中改正法律」<https://dl.ndl.go.jp/pid/788070/1/82>（最終閲覧日2023.10.8）による。

²⁹ 松養坊の当主は、榮尊－具榮－榮系－榮貞（現）と変遷し、榮系は榮貞氏の父にあたる。榮系は1914年に誕生しており、ここにあげた支出は「誕生祝儀」や「産婆礼」など、誕生に関連する費用である。

³⁰ 松養榮貞氏によると、榮尊は1910年（明治43）に彦山村村会議員に選出され、1913年（大正2）に再選したとのことである。当時、村会議員の被選挙権を持つものは1888年（明治21）に出された町村制によって定められた「公民」であり、「公民」は「帝国臣民ニシテ公権ヲ有スル独立ノ男子二年以来（一）町村ノ住民トナリ（二）其町村ノ負担ヲ分任シ及（三）其町村内ニ於テ地租ヲ納メ若クハ直接国税年額二円以上ヲ納ムル者ハ其町村公民トス」と定められている。松養家は1914年、田租・田税を9.4円納めており、被選挙権を有していたとみられる。法令は国立国会図書館デジタルコレクション『法令全書』「町村制」<https://dl.ndl.go.jp/pid/787973/1/17>（最終閲覧日2023.9.7）による。

³¹ 参詣客に薬を渡したかどうか、この資料には記されていないため不明である。

³² 『売薬販売製造帳』によると、1914年の薬の製造数は5799貼である。この年の薬による収入「26円」

は、当時の彦山疵薬の定価が1貼1銭であり、その60%で売子に渡していたこと（34.794円）、印紙が定価の1割であり売薬営業者が支払っていたこと（5.799円）、注28に記したように売薬営業税が3円かかったであろうことから計算している。但し原料代の記録がなく、その点を考慮していないため、実際の利益はさらに少なかったとみられる。

³³ 「日本帝国統計年鑑第三五」によると、1914年の福岡県における大工の賃金は0.85円、農作の賃金は男性0.8円、女性は0.6円である（国立国会図書館デジタルコレクション「日本帝国統計年鑑第三五」による。<https://dl.ndl.go.jp/pid/974424/1/119>、最終閲覧日2023.10.8）。なお、この統計年鑑に記載されている数値は日給であるのか、判然としない。しかし、「東京府統計書大正三年」によると、1914年における東京の大工の日給は1.15円である。「日本帝国統計年鑑第三五」では東京の大工の賃金が1.15円であり、福岡県では0.85円と記載されていることから、この数値が日給であると判断する（国立国会図書館デジタルコレクション「東京府統計書大正三年」による。<https://dl.ndl.go.jp/pid/972677/1/365>、最終閲覧日2023.10.8）。注30を踏まえても、松養坊は経済的に恵まれていたのではないかと考えられる。

³⁴ 松養榮尊は榮貞氏によると、1925年（大正14）に68歳で死去したとのことである。

³⁵ 松養具榮は若い頃から求菩提山国玉神社・英彦山神社・宮崎八幡宮・壱岐の住吉神社で神職を務めており、加えて1905年（明治38）から1921年（大正10）まで代用教員として勤務していたという。榮貞氏によると、具榮は1946年（昭和21）に61歳で死去したとのことである。